旅行業者営業保証金の取り戻し手続きについて

1. 旅行業者営業保証取り戻しに関する官報公告

営業保証金の取り戻しは、必要事項を官報で公告し、6ヶ月以上の期間を経過した後でなければできません。官報販売所に依頼し「旅行業者営業保証金取戻公告」を官報に掲載してください。

○ 名称、所在地等は、登録簿(控)及び法人登記簿謄本(個人の場合は住民票)により正確に記入してください。(登録抹消年月日は、登録抹消通知を必ず確認してください)

掲載内容に誤りがあった場合には、訂正公告又は再公告が必要となります。十分ご注意くだ さい。

○ 法人解散等により廃業した場合は、解散の日付等により掲載者の氏名等が変わるので十分注意 してください。

2. 官報掲載及びその後の手続

	事 項	手続(申請)機関	説明			
1	旅行業者営業保証金 取戻公告 (官報掲載)	官報販売所 (TEL092-761-1151)	官報掲載紙(原本)は、 <u>証明書交付申請時に提出していただきますので、紛失しないよう保管してください。</u>			
2	取戻公告官報掲載済 の届出 (郵送可)	福岡県商工部 観光局観光政策課 (TEL092-643-3419)	<提出書類> ・「営業保証金取戻公告済届出書」 ・「官報掲載紙(写)」 ※官報掲載後、速やかに提出してください			



官報掲載日から6ヶ月経過(6ヶ月+1日)後 (例)官報掲載日1月1日 → 7月2日

3	証明書交付申請書の 提出	福岡県商工部 観光局観光政策課	<提出書類> ・「証明書交付申請書」 ・官報掲載紙 ・供託書の写し (注)廃業日以降、登記内容に変更が生じた場合には 事実が確認できる登記簿謄本を添付してください。
4	証明書の交付 (後日、簡易書留にて郵 送します。)		公告期間内に債権を有する旅行者から権利の申し出が ない場合は証明書を交付します。
4	払渡請求	福岡法務局 (TEL092-721-4570)	必要書類は概ね以下のとおりです。詳しくは、 供託先の法務局に確認の上、用意してください。 ・福岡県交付の「証明書」 ・供託書原本 ・実印 ・登記簿謄本(法人) ・印鑑証明書

※ 官報販売所の所在地

福岡市中央区天神4丁目5-17チサンマンション第2天神1階 TEL092-761-1151(月~金曜日9時~17時30分) 上記の他、北九州市役所内の官報販売所(TEL093-582-4124)でも取り扱っています。